

原状変更のお手続きについて

介護保険のご利用などで入居者が個人的に住戸内の模様替えの工事を行われるときには、「原状変更申込書」のご提出により、京都市住宅供給公社理事長の承諾を得ていただく必要があります。

住戸内の原状変更工事をお考えのときには、事前に京都市住宅供給公社にご相談をいただき、必要なお手続きの後に、承認された範囲で施工を行ってください。

※「原状変更申込書」は別冊資料「住まいのしおり」42ページに掲載しています。

＜問い合わせ先＞ 京都市住宅供給公社 調整課 管理第一担当
電話 075-223-2707

ご注意ください 

市営住宅の入居者は、入居をされている住宅を勝手に改造したり、増築したり、工作物を付加したりして、原状に変更を加えることが禁じられています。

万が一変更を加え、退去時に原状に復していない場合は、修繕費用を請求いたします。ただし、構造上の重要な部分に変更を加えない範囲において、退去時に原状に復することなどを条件に、原状変更を認めることがあります。

【 原状変更の申請に必要な書類 】

1	原状変更申込書【所定様式】 申請者名は名義人に限ります。ただし、同居人が介護保険を利用する場合は、名義人と連名で記載してください。
2	住宅の平面図 取り付ける場所がわかるよう取付位置を記してください。 複数の場合は番号を転記ください。
3	施工前の施工予定場所の写真（現状写真）
4	詳細図 取付方法（取付手順や作業工程）が分かるもの。
5	取付ける部材・製品のカタログまたはコピー 複数の場合は平面図に記した番号を転記ください。
6	住宅改修が必要な理由書（原本の写し） 介護保険の給付を受ける場合に必要です。
7	返信用封筒 原状変更承認書を郵送で受け取る場合に必要です。 (送り先を明記し、84円切手を貼付ください。)

ご不明点等がある場合は、調整課までお問い合わせください。